

平成 25 年度「勧告の方向性」に向けた
各ワーキング・グループの検討状況

○海洋研究開発機構（文部科学省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・海洋に関する 基盤的研究開 発及び学術研 究に関する協 力等	常勤職員数 (人)	<u>1. 役割の明確化及び研究内容の重点化</u> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容が幅広い分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。 他の研究機関の役割との競合が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人が保有する施設、設備に基づく独自の役割を中期目標において明確化。 その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を中期目標において明確化、当該研究に重点化。
	1,050		
	H25 予算 (億円)	<u>2. 具体的な目標設定等</u> <ul style="list-style-type: none"> 現中期目標については、評価の際に進捗状況等の検証が困難なものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定。
	402		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	363	<u>3. 契約の適正化</u> <ul style="list-style-type: none"> 本法人の契約については、一者応札・応募の割合が特に高い水準にある。 船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件及び発注規模の見直し等の改善を行うとともに、その状況を公表。
支所等			
研究所等(4)			
支所(1)			

○日本司法支援センター（法務省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務	常勤職員数(人) 947 (うち常勤弁護士247)	1. 独法通則法の枠組みに沿った目標等の明確化 ・ 独法通則法を準用していることから、事務・事業の必要性のみを説明するのではなく、総合法律支援を実現するための具体的な目標設定が必要。	・ 次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準を具体的かつ定量的に設定。
	H25 予算(億円) 453		
	H25 国の財政支出(億円) 310		
・法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務	支所等	2. 民事法律扶助立替金の管理・回収 ・ 発生年度ごとの立替金の回収状況を見ると、全体の回収金額の約7割を占める「償還開始初年度から3年間の回収率」は横ばいの状況であり、これまでに実施した取組の効果が現れているとは言い難い。	・ 立替金の回収については、これまで実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入により得られたデータを活用し、より効果的・効率的な取組を実施。
	地方事務所(50) 支部(11) 出張所(12) 地域事務所(36)		
・国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務			

○中小企業基盤整備機構（経済産業省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・ビジネスマッチング、ファンド組成、インキュベーションによる事業化支援 ・支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施 ・経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供 ・再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等	常勤職員数 (人) 791	1. 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化 ・ 新たな中小企業政策に対応した中小企業の支援ニーズの増大に対して、限りある経営資源で業務の質を確保する必要。 2. ファンド出資事業の情報開示 ・ ファンド出資の損失累計額について、情報開示が消極的。(損益計算書による単年度データのみ) 3. 中期目標の明確化 ・ 現在の成果目標が、支援等の最終的成果を測るものとなっていない。	・ 助言・支援業務について、地域支援機関の育成によって支援機能の向上・強化を図り、当該機関への移管を進めるとともに、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い業務に重点化。 ・ 政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、出資履行金額、分配金額、出資金損失等の年度データ及び累計データを事業報告書で明示。 ・ 中小企業の海外展開支援事業及びインキュベーション事業について、従来のアウトプット目標等に加え、我が国の経済成長にいかに関与したかを測るアウトカム目標を設定。
	H25 予算 (億円) 14,442		
	H25 国の財政支出 (億円) 233		
	支所等 地域本部等(10) 中小企業大学校(9)		

○環境再生保全機構（環境省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援	常勤職員数 (人)	1. 法人存在意義等の明確化 ・ 事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として各業務を実施。法人の行う業務の必要性等について、国民の理解をより一層深めることが必要。 2. 承継業務の業務量減への対応 ・ 次期中期目標期間中には、独法移行前に終了した事業のうち正常債権の回収については、大部分が終了する見込みであり、また、管理を要する債権についても順次減少していく見込み。	・ 法人の業務について、政策目標における位置付けや事業を取り巻く現状を中期目標に記載の上、本法人の必要性とその役割を明確化。
	142		
	H25 予算 (億円)		
	773		
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援	H25 国の財政支出 (億円)	3. 公害健康被害予防業務の見直し ・ 第2期中期目標期間において、予防事業の効果をアンケート等で取りまとめ、都道府県等へ情報提供。これを踏まえ、効果のある事業に重点化する必要。	・ 業務量減に応じた組織の縮減を検討し、次期中期目標期間終了時までには結論を得ること。
	212		
・廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・アスベスト(石綿)による健康被害の救済	支所等		
	大阪支部 (H25年6月廃止)		

○日本学生支援機構（文部科学省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
<p>・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与</p> <p>・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舍の支援等</p> <p>・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等</p>	常勤職員数 (人)	<p>1. 貸与基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の延滞率について、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の方が高い。 <p>2. 適格認定制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金の継続貸与を受ける際の大学等の適格認定審査に際し、平成23年度認定で「警告」認定を受けたものを対象に、「適格基準の細目」に沿った認定の実施状況を調査した結果、不適切なケースが約5%認められた。 <p>3. 機関保証の検証方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の勧告の方向性を受け、「機関保証制度検証委員会」を設置し、財団法人日本国際教育支援協会が実施している機関保証について平成20年度以降毎年度検証しているが、当該検証において、将来の事業コストを踏まえた十分な検証とはなっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう貸与基準の細分化及び貸与上限額の引き下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。 大学等が適切な認定を行えるよう、認定基準を明確化、具体化するとともに、継続的に不適切な認定を行う大学等については、公表等による再発の防止。 機関保証の債務保証の収支、代位弁済・回収状況の妥当性とどまらず、将来の事業コスト等を踏まえた計画を財団法人日本国際教育支援協会に明らかにさせ、計画の実効性及び妥当性を含めた検証を実施。
	480		
	H25 予算 (億円)		
	24,653		
H25 国の財政支出 (億円)	支所等	市谷事務所 駒場事務所 青海事務所 全国支部(7) 海外事務所(4)	
1,331			

○国立高等専門学校機構（文部科学省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・国立高等専門学校 の設置・運営	常勤職員数 (人)	<p>1. 国立高等専門学校のミッションの再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として設立されたが、その後、社会状況が大きく変化しているため、ミッションの再整理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構本部がイニシアティブを取って、国立高等専門学校のミッションを再整理し、定量的かつ具体的な成果指標を設定。
	6,279		
	H25 予算 (億円)	<p>2. 学校の配置の在り方の見直し及び学科再編</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立高等専門学校は、高度経済成長期に 51 校が個別に設置された経緯があるが、その後、社会状況が大きく変化したため、51 校が一体となってミッションを達成していくために、教育体制の見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構本部がイニシアティブを取って、51 校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施。
	1,105		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	589	<p>3. 商船高等専門学校における船員としての就職率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員養成機関である商船高等専門学校の就職者における船員としての就職率が、約 6～7 割にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 船員としての就職率を上げるために成果指標を設定。
支所等			
竹橋オフィス 全国 51 校			

○大学評価・学位授与機構（文部科学省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・大学等の教育 研究活動等の 評価及び結果 の公表 ・学位の授与	常勤職員数 (人)	1. <u>認証評価事業の先導的役割への特化</u> ・ 個々の教育機関に対して実施する認証評価について、現在の認証評価制度が開始された平成 16 年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を実施。	・ 民間が認証評価を実施するための先導的役割に特化し、本法人が実施する認証評価は、廃止に向けその実施数を段階的に削減。
	126		
	H25 予算 (億円)	2. <u>学位授与事業の運営費交付金負担割合の見直し</u> ・ 学位授与事業のうち単位積み上げ型について、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が約 7 割に上り、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。	・ 手数料収入の引き上げやコスト削減により運営費交付金の負担割合を下げ、削減目標を設定。
	16		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	12	3. <u>「大学ポートレート (仮称)」運営に係る目標の明確化</u> ・ 平成 26 年度より「大学ポートレート (仮称)」の運営が本法人の新たな業務となることが検討されているが、方針を決定する運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との責任分担は現段階でも検討中であり不明瞭。	・ 運営委員会と本法人との責任分担を明確化した上で、具体的な成果目標を設定し、毎年度厳格な検証を実施。
支所等			
竹橋オフィス			

○国立大学財務・経営センター（文部科学省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」（案）についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	常勤職員数 (人)	<p>1. 組織形態の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人等を対象とする融資等業務に特化したことで業務量が減少している上に、当該業務は裁量の余地のない事務に限定されている。また、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した法人としてではなく、他の法人と一体となって業務を実施。
	16		
	H25 予算 (億円)		
	1,588		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	3		
支所等			
	東京連絡所		

○都市再生機構（国土交通省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施（経過業務）	常勤職員数 (人)	1. 賃貸住宅ストックの圧縮 <ul style="list-style-type: none"> 本法人は賃貸住宅部門を中心に11兆円の借入金があり、今後の金利上昇リスク等の回避及び人口の減少に伴う将来の賃貸住宅需要の低下に対応するため、賃貸住宅部門に係る資産（賃貸住宅ストック）及び負債を圧縮する必要がある。 しかし、その資産（賃貸住宅ストック）の具体的な取組方針である「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、平成19年度以降見直されていない。 	・「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しを実施。
	3,381		
	H25 予算 (億円)	2. サービス付き高齢者向け住宅運営者賃貸事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、住生活基本法等において、住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図ることとされているが、高齢者支援策の手段の一つであるサービス付き高齢者向け住宅運営者賃貸事業については、現時点で事業予定者が決定しているのは1団地（※）にとどまっている。 (※) 平成24年度末の団地数は約1,700 	・高齢者支援策の手段の一つであるサービス付き高齢者向け住宅運営者賃貸事業については、関係機関との連携を図りつつ、民間事業者の意向などを把握し、促進。
	21,261		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	388		
支所等	本部(3) 支社(6) 技術研究所(1) 事業本部(3) 都市開発事務所(4) 営業所(3) 震災復興支援局(2)		

○奄美群島振興開発基金（国土交通省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け ※奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき設立されており、同法の期限は平成 25 年度末とされている。	常勤職員数 (人)	1. 法人の業務内容の抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることから、国土交通省の奄美群島振興開発審議会において、本法人を含めた奄美群島の振興開発に関して今後取るべき措置について審議され、本年 7 月に意見具申が取りまとめられた。 本法人と類似の業務を行う機関として、保証業務では鹿児島県信用保証協会、融資業務では日本政策金融公庫があることから、これら機関との統合の可能性も含め役割分担等を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の基金の在り方について、奄美群島振興開発特別措置法が平成 25 年度末に期限切れになることを踏まえ、平成 26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討を実施。
	18		
	H25 予算 (億円)	2. 保証業務及び融資業務の見直し <ul style="list-style-type: none"> 本法人は、平成 24 年度末現在、57 億円の繰越欠損金を有し、リスク管理債権の割合も 53% と高い状態となっている。 今後の奄美群島経済を支えていく可能性を有する新たな産業分野の育成支援などの要望等を踏まえ、例えば、世界自然遺産登録を視野に入れた観光関連施設等に対する長期・多額の支援を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証・融資業務について、多額の繰越欠損金及びリスク管理債権比率が極めて高いことを踏まえ、①審査の強化及び債権管理の徹底、②奄美群島の経済情勢の実情にあった条件設定などの措置を実施。
	29		
	H25 国の財政支出 (億円)		
2	3. 財務内容の改善 <ul style="list-style-type: none"> 現状、本法人において繰越欠損金の削減に関する具体的な計画は策定されていない。 繰越欠損金を早期に解消するため、計画的な削減を進めるとともに、繰越欠損金の削減の進捗状況について評価を行うことができるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金の解消に向けて、具体的な繰越欠損金の削減計画を策定した上で、次期中期目標に削減目標値を明記。 	
支所等			
徳之島事務所 沖永良部事務所			

○労働者健康福祉機構（厚生労働省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・労災病院等の設置・運営 ・産業保健推進センター事業 ・未払賃金の立替払事業	常勤職員数 (人)	1. 労災医療と地域医療における役割 ・ 労災病院は、労災患者比率が4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小。一方で、労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。	・ 次期中期目標においては、地域医療への貢献についても本法人が果たすべき役割を明確にし、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
	15,609		
	H25 予算 (億円)	2. 経営改善 ・ 労災病院事業は、平成24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字、繰越欠損金残高は380億円となっており、経営改善が進んでいない状況。	・ 本部主導の下、病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定。また、国立病院機構等の取組を参考として経営改善を推進。
	3,297		
	H25 国の財政支出 (億円)	3. 次期中期目標における新たな目標設定等 ・ 現行中期目標では、労災病院全体として目標値を設定しているが、指標によっては、病院ごとに設定が可能と考えられる。	・ 次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとに目標値を設定し、その達成に向けた取組内容を明記。
	286		
支所等	4. 産業保健三事業の一元化 ・ 産業保健推進センター事業、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業を一元化するに当たっては、事業規模が拡大することがないよう運営すべき。	・ 業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除。また、次期中期目標において、ワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記。	
労災病院(32)等			5. 管理業務の本部への集約化 ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部へ集約化する余地がある。

○国立病院機構（厚生労働省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・医療の提供 ・医療に関する調査・研究 ・医療に関する技術者の研修	常勤職員数 (人)	1. <u>次期中期目標における新たな目標設定</u> ・ 現行中期目標では、病院全体として診療事業に係る目標値を設定しているが、指標によっては、病院ごとに設定が可能と考えられる。	・ 次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとに目標値を設定し、その達成に向けた取組内容を明記。
	58,471		
	H25 予算 (億円)	2. <u>管理業務の本部への集約化</u> ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部へ集約化する余地がある。	・ 施設数や職員数（約7万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部への集約化について検討。
	9,916		
	H25 国の財政支出 (億円)		
	233		
支所等	国立病院(143)等		
国立病院(143)等			

○医薬品医療機器総合機構（厚生労働省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	常勤職員数 (人)	1. <u>新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等</u> ・ 平成23年度末現在、ドラッグ・ラグが6か月、デバイス・ラグが23か月となっており、これらを早期に解消し、新医薬品や新医療機器をより早く国民に提供することが望まれる状況。	・ 次の取組を行うことにより、審査を一層迅速化 ① 新医療機器に係る審査の的確な進行管理 ② 企業のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時の見直し ③ 治験の推進など開発ラグの解消に資する取組への積極的な支援、協力
	702		
	H25 予算 (億円)		
	369		
	H25 国の財政支出 (億円)	2. <u>その他の医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等</u> ・ 新医薬品及び新医療機器よりも申請数が多い後発医療用医薬品、改良医療機器等の中には、審査期間が短縮していないものや現行の審査期間の目標値を達成していないものがある。	・ 現行よりも短縮した数値目標を設定することや古い申請案件を集中的・計画的に処理することにより、審査を一層迅速化
	18		
	支所等	3. <u>医薬品副作用被害救済制度の効果的な周知等</u> ・ 本制度は一般国民の認知度が低い（約5%）ことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない（約50%）状況。	・ 効果的な周知を行うために、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策を重点的に実施
	-		

○年金・健康保険福祉施設整理機構（厚生労働省）

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論の主なポイント	
		問題意識	指摘のポイント
・年金福祉施設等の譲渡・廃止 ・(独)地域医療機能推進機構への改組準備	常勤職員数(人)	1. <u>地域医療への取組等</u> ・ 新法人が直営することとなる病院事業については、地域で必要とされる医療の提供等をミッションとしていることから、地域の実情に応じた医療の提供が必要。	・ 地域医療に積極的に貢献するため、各病院において効率的・効果的な医療提供体制を構築した上、地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
	21		
	H25 予算(億円)	2. <u>経営改善への取組</u> ・ 平成 24 年度決算では、改組後に直営する 57 病院のうち、14 病院が赤字病院となっていることから、個々の病院における経営改善が必要。	・ 個々の病院の実情に応じた経営改善計画を策定し、次期中期目標において、その具体的取組内容を明記。
	H25 国の財政支出(億円)		
	-		
	支所等	3. <u>次期中期目標における新たな目標設定等</u> ・ 病院を直営するに当たっては、各病院における医療の質や機能を評価する指標・目標を個々の病院ごとの実情に応じて設定すべき。	・ 各病院の医療の質や機能の向上を図るため、次期中期目標において、次の事項を明記。 ① 地域医療への貢献度を測る指標 ② 臨床評価指標 ③ 治験の推進に係る具体的な取組目標
サテライトオフィス(1)	4. <u>新法人の組織・体制の構築</u> ・ 病院等の委託運営を行っていた時期に、複数の病院において、不適切な会計処理等の問題が発生。	・ 委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保。	
	5. <u>管理業務の本部への集約化</u> ・ 管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部へ集約化する余地がある。	・ 施設数や改組後の職員数(約 2 万人)などの規模を踏まえ、管理業務の本部への集約化について検討。	

- (注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成25年4月1日現在である(日本司法支援センターは平成25年1月1日)。
- (注2) H25予算は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む)。
- (注3) 国の財政支出は「平成25年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。(日本司法支援センターについては、平成25年度計画(平成25年度予算)の運営費交付金、受託収入、補助金等収入の合計額を記載している。)